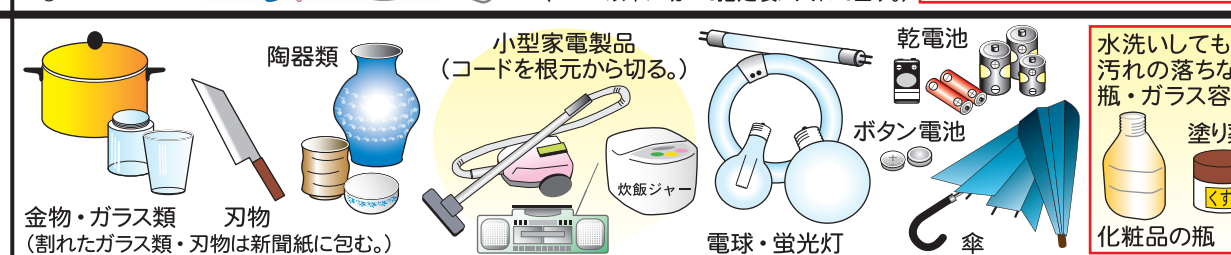
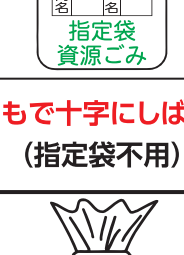
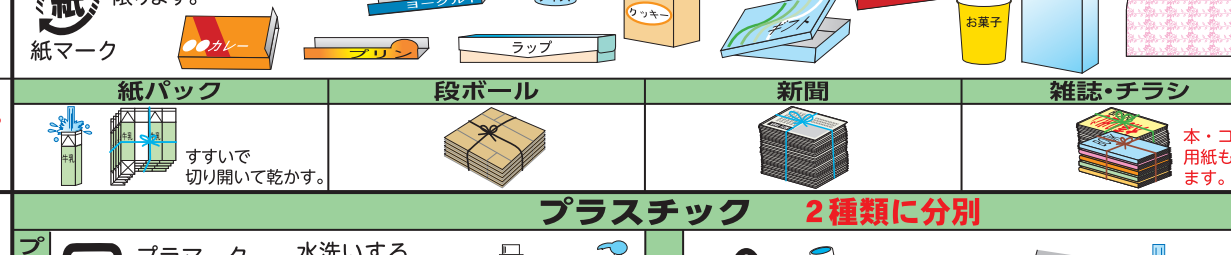
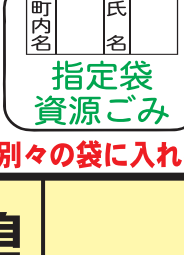
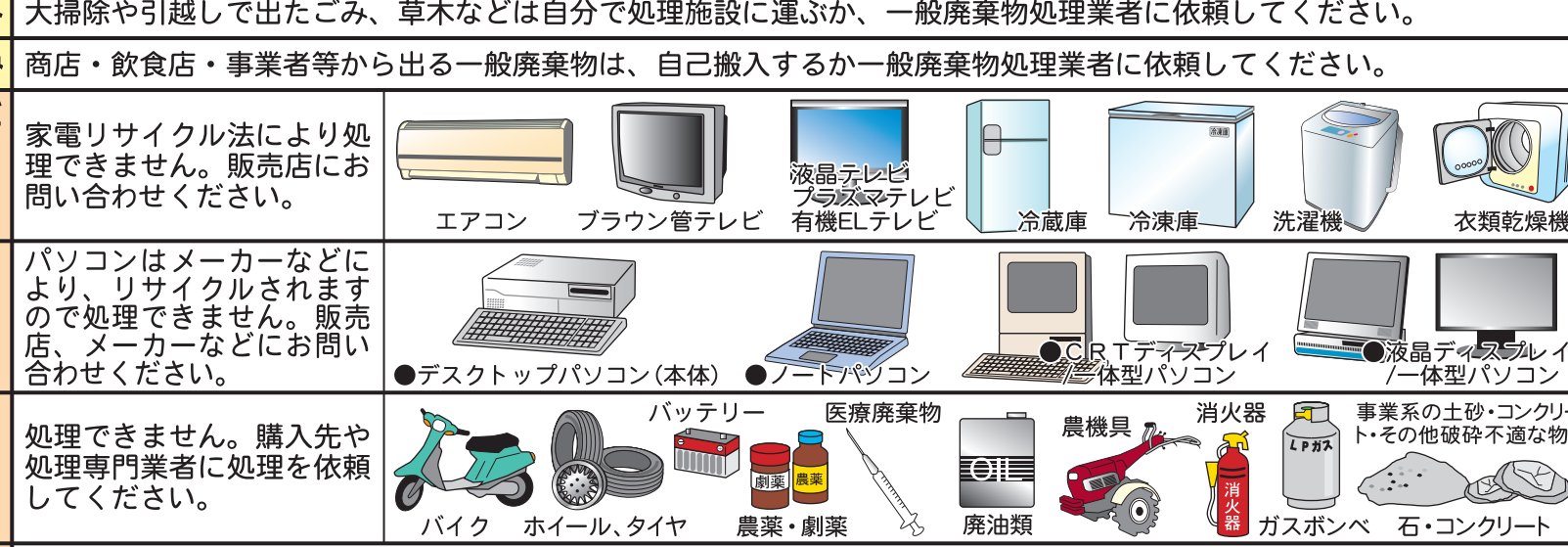


家庭ごみの出し方

○指定袋は、口をしっかりと結んで出してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるごみ	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 燃えるごみ	 プラスチック製品 (玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等) 靴・革・ゴム製品 使い捨てカイロ 保冷剤・乾燥剤 衣類 水洗いしても汚れる落ちないプラスチック容器 食用油 歯磨きチューブ 化粧品 マヨネーズ レトルトパック 生ごみ・貝殻 (水気をよく切る。) 使い捨てライター 天ぷら油 (紙・布にしみこませる。) 板・枝類 ビニールホース (50cm以下に切って指定袋に入れて出す。)	毎週 曜日
	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 燃えないごみ	 陶器類 金物・ガラス類 (割れたガラス類・刃物は新聞紙に包む。) 刃物 小型家電製品 (コードを根元から切る。) 乾電池 ボタン電池 電球・蛍光灯 傘 水洗いしても汚れる落ちない瓶・ガラス容器 塗り薬 化粧品の瓶	毎月 水曜日
資源ごみ	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 資源ごみ	 アルミマーク スチールマーク 王冠 お菓子の缶 ごみを取る。 中を水洗いする。 プッシュ スプレー缶は、必ず中身がないことを確認した後、屋外の火の気のない風通しのよい場所で大きめの穴をあける。	毎月第1
	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 資源ごみ	 キャップや栓を取る。 中を水洗いする。 飲食用のびん ワンカップ 日本酒 キャップや栓については、木製の物は「燃えるごみ」、金属製の物は「缶」、プラスチック製の物は「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月第2
	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 資源ごみ	 このマークに限りです。 紙マーク 紙パック 段ボール 新聞 雑誌・チラシ 本・コピー用紙も入ります。	毎月第3
	 町内氏名 氏名 氏名 指定袋 資源ごみ 別々の袋に入れる	 プラマーク ペットボトル 中を水洗いする。 油など中身の汚れが落ちない物は「燃えるごみ」の袋へ。 このマークに限りです。 中を水洗いする。キャップやラベルは「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月第2第4
収集場所に出せないごみ	自己搬入できるごみ	 粗大ごみなど タンス ベッド 食器棚 自転車 土砂・砂利 ブロック・レンガ (園芸用のもの) 油圧ジャッキ ストーブ 机 耐火金庫 漬物石 (店頭販売のもの) ホームタンク ボウリングの球 けん引ロープ	自己搬入できない場合は有料で収集します。 申し込み先: 六戸町民課窓口 (電話 0176-55-4612)
	一時多量ごみ	大掃除や引越して出たごみ、草木などは自分で処理施設に運ぶか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。	
	事業系一般ごみ	商店・飲食店・事業者等から出る一般廃棄物は、自己搬入するか一般廃棄物処理業者に依頼してください。	
	処理できないごみ	 エアコン・テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機 パソコン ディスプレイ 危険物など 産業廃棄物 家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。 パソコンはメーカーなどにより、リサイクルされますので処理できません。販売店、メーカーなどにお問い合わせください。 処理できません。購入先や処理専門業者に処理を依頼してください。 建築廃材・農業用ビニール・廃プラなどは産業廃棄物処理専門業者に依頼してください。農業用ビニール等はJA(農協)にご相談ください。	

詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。

問い合わせ先

六戸町民課 ☎ (0176) 55-4612
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654

(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※年末年始の休業日令和7年12月31日から令和8年1月4日を除いて、祝日・振替休日も収集いたします。)

ごみ袋には、「町内会名」「氏名」を記入しましょう。

収 集 地 区 名	曜 日
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、 坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、 小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、 高森（一）、高森（二）、沖山、沖山平、岡沼、金矢、 大原、桜ヶ丘住宅	毎 週 火・金
※12月は30日まで、1月は6日から収集します。	

南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、
柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、下吉田(一)、
下吉田(二)、赤田、赤石、米沢

毎週
月・木

※12月は29日まで、1月は5日から収集します。

※12月は29日まで、1月は5日から収集します。

収 集 地 区 名	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、高森(一)、高森(二)、沖山、沖山平、岡沼、金矢、大原、桜ヶ丘住宅	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
折茂、折茂新田、川原新田、高屋敷、上町、下町、南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、下吉田(一)、下吉田(二)、赤田、赤石、米沢	第3水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

収 集 地 区 名	種 類	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高館、柴山、館野、館野団地、通目木、づめき団地、 坪毛沢、根古橋、ひばりヶ丘住宅、大曲、たての台団地、 小松ヶ丘全域、晴ヶ丘、七百、堀切、古里、古里団地、 高森(一)、高森(二)、沖山、沖山平、岡沼、金矢、 大原、桜ヶ丘住宅	缶	第1木	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
	びん プラスチック	第2木	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
	紙	第3木	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
	プラスチック	第4木	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
折茂、折茂新田、川原新田、高屋敷、上町、下町、 南町(一)、南町(二)、中町、押込、高見、林、鶴喰、 柳町、小平、上吉田、入口、中堤、長谷、 下吉田(一)、下吉田(二)、赤田、赤石、米沢	缶	第1金	4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6
	びん プラスチック	第2金	11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13
	紙	第3金	18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	20
	プラスチック	第4金	25	23	27	25	22	26	24	28	26	30	27	27

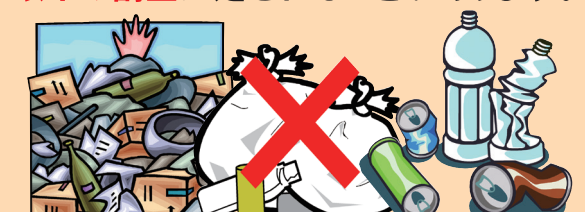
粗 大 ご む の 出 し 方	収集地区	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◎ごみ処理施設で処理できるもので、指定のごみ袋に入らない大きなごみです。 ◎粗大ごみは通常の収集所に出さないでください。 ◎自己搬入できない場合は、収集日の 1週間前までの予約により有料で収集運搬します。 ◎役場町民課で下記料金の処理券を購入してください。 ①一辺の最大の長さが120cm以上のもの 1個につき 1,000円(消費税が加算されます。) ②一辺の最大の長さが120cm未満のもの 1個につき 500円(消費税が加算されます。) ※[家庭ごみの出し方]記載の[処理できないごみ]は受付できません。 処理専門業者へ確認し、処理を依頼してください。	六戸町全域	第3水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

生ごみの水切りにご協力を!!

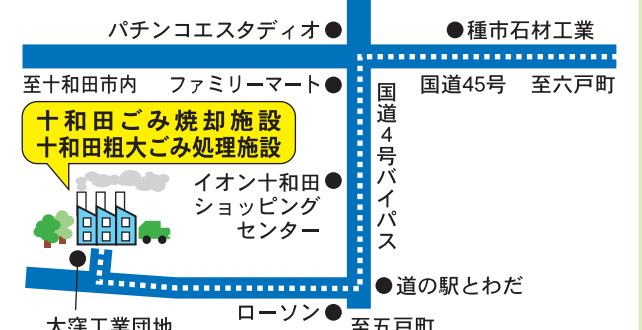
生ごみの水切りによって、ごみ減量と経費削減につながりますので、ご協力をお願いします。



不法投棄は犯罪です。
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。



ごみ処理施設案内図 至七戸町



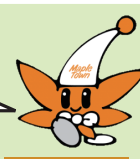
適正な分別がなされないなどルールが守られていないごみには、**黄色いステッカー**が貼られます。ステッカーに記載されている注意事項を参考に、**袋を替えて出すか、ステッカーを切り取り、切り口をガムテープ等で補修して次の収集日に出してください。**

問い合わせ先

六戸町民課 ☎ (0176) 55-4612
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654

(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。



六戸町ごみ収集アプリ

Phoneの方はこちら Androidの方はこちら

